

条例番号	条 例 名	所 管 名	公 布 年 月 日
条例第2号	さいたま市介護保険条例の一部を改正する 条例	介 護 保 険 課	令和元年6月27日

さいたま市条例第2号

さいたま市介護保険条例の一部を改正する条例

さいたま市介護保険条例（平成13年さいたま市条例第186号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(保険料率等)</p> <p>第3条 平成30年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる法第9条第1号に規定する第1号被保険者（以下「第1号被保険者」という。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(12) [略]</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者について、令第39条第5項の規定による保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度の各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>24,396円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者について、<u>令第39条第6項の規定による保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度の各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、30,902円とする。</u></p> <p>4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者について、<u>令第39条第7項の規定による保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度の各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、40,660円とする。</u></p> <p>5 保険料の額は、<u>前各項に規定する保険料率の100円未満を切り捨てた額とする。</u>第5条の規定により算定された保険料の額に100円未満の端数があるときも、同様とする。</p>	<p>(保険料率等)</p> <p>第3条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる法第9条第1号に規定する第1号被保険者（以下「第1号被保険者」という。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(12) [略]</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者について、令第39条第5項の規定による保険料の減額賦課に係る<u>平成30年度から平成32年度までの各年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>29,276円</u>とする。</p> <p>3 保険料の額は、<u>前2項に規定する保険料率の100円未満を切り捨てた額とする。</u>第5条の規定により算定された保険料の額に100円未満の端数があるときも、同様とする。</p>

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後のさいたま市介護保険条例の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この条例による改正後のさいたま市介護保険条例第3条第2項から第4項までの規定は、令和元年度以後の年度分の保険料について適用し、平成30年度分までの保険料については、なお従前の例による。